

◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策		施策事業	取組方針	令和6年度の取組状況	評価	課題	令和7年度実施計画の取組内容	Project	
施策項目・取組指標								1	2
【基本施策1-1】 普及啓発の推進		(1) もったいない運動との連携	◆もったいない運動の趣旨を取り入れた講座やイベントの実施等を通じた、「もったいない」のこころの醸成のための普及啓発を図ります。	・「もったいない」のこころの醸成を図るため、イベントやSNS、デジタルサイネージ等を活用し、もったいない運動の趣旨や実践を促進する事例の発信などにより、周知啓発を実施	・もったいないフェアにおける周知のほか、巡回展及びSNS等を用いて、幅広い世代への周知啓発が効果的に行った。	・もったいない運動の認知度が上昇している一方で、実践している人の割合が低いため、イベントやSNS等で事例紹介を行うなど、実践促進を図る必要がある。	・「もったいない」のこころの醸成を図るため、イベントやSNS、デジタルサイネージ等を活用し、もったいない運動の趣旨や実践を促進する事例の発信などにより、周知啓発を実施		
				・もったいない運動市民会議と連携しながら、分別講習会や環境出前講座等において、「もったいない残しまい10！」運動やマイMy運動など、3R行動に関する周知啓発を実施	・分別講習会やイベント、広報紙などの様々な機会や媒体を活用し、「もったいない残しまい10！」運動やマイMy運動を推進し、食品ロス削減とプラスチックごみの発生抑制に関する市民の意識醸成を図った。	・もったいない運動市民会議と連携強化を図り、市民・事業者の3R行動を更に促進していく必要がある。	・もったいない運動市民会議と連携しながら、分別講習会や環境出前講座等において、「もったいない残しまい10！」運動やマイMy運動など、3R行動に関する周知啓発を実施		
			・食品ロス削減に向け、もったいない運動市民会議と連携したフードシェアリングサービスの活用を促進	・フードシェアリング促進事業を展開し、もったいない運動市民会議と連携しながら、SNS広告やチラシ配布などの周知啓発に取り組み、市民・事業者への周知を図った。		・食品ロス削減に向け、もったいない運動市民会議と連携したフードシェアリングサービスの活用を促進	●		
【取組指標】 ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のダウンロード数（件）		(2) 分別強化推進	◆様々な機会や場、媒体を活用してターゲットを捉えた発生抑制・資源化の取組の効果的な周知啓発を行い、更なる分別協力度や分別制度の向上を図ります。	・分別講習会や市ホームページ、広報紙や動画配信等の様々な機会や媒体を活用したごみ分別に関する周知啓発を実施	・分別講習会や新聞折込チラシ、デジタルサイネージなどの様々な機会や媒体を活用した周知啓発を実施したことにより、ごみの分別や資源化に関する市民の理解促進を図った。	・更なる分別協力度や分別精度の向上を図るため、デジタルを含めた様々な機会や媒体を活用した周知啓発を実施するとともに、市の情報が伝わりにくい共同住宅世帯や外国人などに対する周知啓発を継続していく必要がある。	【拡】・分別講習会や新聞折込チラシなどの様々な機会・媒体のほか、SNS広告などデジタルを積極的に活用したごみ分別に関する周知啓発の拡充		●
				・視覚障がい者に対して「資源物とごみの分け方・出し方」の「点字版」と「音声版」を作成・配布し、周知啓発を実施	・分別冊子の点字版と音声版を作成・配付し、視覚障がい者に対する適切な情報伝達を図った。		・視覚障がい者に対して「資源物とごみの分け方・出し方」の「点字版」と「音声版」を配布し、周知啓発を実施		●
			・市の情報が伝わりにくい共同住宅世帯や外国人に対し、不動産管理会社や国際交流プラザ等との連携により、ごみの分け方・出し方の周知啓発を実施	・不動産管理会社等と連携した共同住宅世帯への周知のほか、国際交流プラザ等と連携した外国人向けの周知など、ターゲットを捉えた効果的な周知啓発に取り組んだ。		・市の情報が伝わりにくい共同住宅世帯や外国人に対し、不動産管理会社や国際交流プラザ等との連携により、ごみの分け方・出し方の周知啓発を実施		●	
評価 ・分別講習会や市ホームページ、広報紙等の様々な機会や媒体を活用した周知に努めた結果、ダウンロード数は増加しており（年間ダウンロード数：目標値 5,000件⇒実績値（見込値）約6,391件）、市民に対して幅広い周知啓発につながっている。		(3) 環境教育の推進	◆3Rの重要性について理解を深め、環境配慮行動を実践できる人づくりを行うため、社会科補助教材の効果的な活用や、ライフステージに応じた出前講座・施設見学会などを開催し、様々な世代を対象とした環境教育の充実を図る。	・小学校4年生を対象とした社会科補助教材の作成・配布	・小学校における補助教材の活用により、3Rへの理解を深めることができた。	・更なる3R行動の実践を促進するため、分かりやすい教材の作成などにより、環境教育を推進していく必要がある。	・小学校4年生を対象とした社会科補助教材の作成・配布	●	●
				・関係企業等と連携を図り、各種出前講座における3R促進のほか、「もったいない」の心の醸成を実施	・企業と連携した講座を増設するなど、講座内容の充実を図りながら、様々な世代を対象に、各種出前講座を実施した。	・各種出前講座内容を充実させ、講座を効果的に実施するため、引き続き、関係企業等と連携を図る必要がある。	・関係企業等と連携を図り、各種出前講座における3R促進のほか、「もったいない」の心の醸成を実施	●	●
		(4) 家庭系生ごみの減量化の推進	◆排出段階において水切りの徹底を励行するとともに、家庭用生ごみ処理機の利用拡大と継続利用を推進する。	・様々な機会や場、媒体を活用して、生ごみの水切り徹底の周知	・分別講習会や新聞折込チラシなどの様々な機会や媒体を活用し、生ごみの水切りの徹底や生ごみ処理機の利用促進に関する周知啓発を行い、生ごみの減量化を図った。	・家庭における生ごみの減量化・資源化を推進するため、水切り徹底や家庭用生ごみ処理機の利用促進について引き続き周知啓発していく必要がある。	・様々な機会や場、媒体を活用して、生ごみの水切り徹底の周知	●	
	・家庭用生ごみ処理機の利用拡大と継続利用に向けた情報を発信				・家庭用生ごみ処理機の利用拡大と継続利用に向けた情報を発信	●			
		(5) きれいなまちづくりの推進	◆「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」に基づく巡回指導に加え、あらゆる機会を活用して、ごみのポイ捨て防止等を周知啓発し、市民が快適に暮らすことができる「きれいなまち宇都宮」を実現する。	・美化推進重点地区内において、条例の路面標示による啓発や指導員による巡回頻度の拡充、関係機関等と連携したポイ捨て防止に向けた合同パトロールの実施	・オリオン通り等、人出の多い中心市街地での路面標示の増設や条例指導員による巡回指導を試行的に夜間にも実施するなど、ポイ捨てを未然に防止する取組を行い、きれいなまちづくりの推進した。	・ごみのポイ捨てや樹木繁茂・ごみ屋敷などの近隣に迷惑となる事案は、依然としてなくならないことから、今後も取組を継続していく必要がある。	・美化推進重点地区内において、条例の路面標示による啓発やポイ捨て防止に向けた合同パトロールの継続 【拡】・指導員による夜間巡回の実施		●
				・様々な媒体（自治会回覧、市ホームページ、スマホアプリ、大型映像装置など）を活用したポイ捨て防止等の周知啓発	・自治会回覧、市ホームページ、スマホアプリ、大型映像装置などを活用したポイ捨て防止等の周知啓発を図った。		・様々な媒体（自治会回覧、市ホームページ、スマホアプリ、大型映像装置など）を活用したポイ捨て防止等の周知啓発		
			・樹木繁茂やごみ屋敷などの近隣に迷惑となる事案について、居住者に対する継続した適正管理指導	・樹木繁茂やごみ屋敷などの近隣に迷惑となる事案について、居住者に対して粘り強く指導を実施したことにより、不適切な管理状況の改善を図った。		・樹木繁茂やごみ屋敷などの近隣に迷惑となる事案について、居住者に対する継続した適正管理指導			

基本施策		施策事業	取組方針	令和6年度の取組状況	評価	課題	令和7年度実施計画の取組内容	Project									
施策項目・取組指標								1	2								
【基本施策1-2】発生抑制の促進 【基本施策1-3】再使用の促進			(6) 食品ロス削減の推進	◆講習会等を通じた市民への意識啓発により、まだ食べられるのに廃棄される食品ロスを削減するため、市民一人ひとりの意識・行動変革に向けた周知啓発の強化や、外食・小売等の各事業者との連携による食べ切り・使い切りを推進する。 また、様々な機会を活用し、フードドライブの取組を市民へ周知啓発するとともに、フードドライブを活用し、食品ロスの発生抑制を推進する。	・本庁舎における食品の通年受付やイベント等における受付、事業者と連携したフードドライブの実施	・市役所本庁舎における通年受付やイベント等における受付の実施、また、事業者と連携した取組など、広くフードドライブを展開し、未利用食品の有効活用を推進した。	・更なる食品ロスの削減を推進するため、市民・事業者の意識・行動改革に向けた周知啓発や取組を継続して実施していく必要がある。	・本庁舎における食品の通年受付やイベント等における受付、事業者と連携したフードドライブの実施	●								
				・分別講習会や市ホームページ、広報紙等の様々な機会や媒体を活用した食品ロス削減に関する周知啓発の実施	・広報紙・自治会回覧やのぼり旗の設置など、様々な機会や媒体を活用した食品ロスに関する周知啓発により、事業に対する市民・事業者の理解・協力を得ることができた。	・分別講習会や市ホームページ、広報紙等の様々な機会や媒体を活用した、食べきりや使い切りなどの食品ロス削減に関する周知啓発の実施	●										
				・「もったいない残しま10!」運動協力店やエコショップ等認定店の登録促進及び取組内容の情報発信	・「もったいない残しま10!運動」協力店やエコショップ等認定店の登録推進により、事業者と連携した食材の食べ切り・使い切り等を図った。	・「もったいない残しま10!」運動協力店やエコショップ等認定店の登録促進及び取組内容の情報発信	●										
				・ごみの適正処理に関する戸別訪問指導時の、事業者への食品ロス発生抑制や食品廃棄物の再生利用の周知啓発	・ごみの適正処理に関する戸別訪問指導時に、事業系ごみ適正処理マニュアル等を活用し、事業者への食品ロス発生抑制や食品廃棄物の再生利用の周知啓発を図った。	・ごみの適正処理に関する戸別訪問指導時の、事業者への食品ロス発生抑制や食品廃棄物の再生利用の周知啓発	●										
				・食品ロス削減に向け、もったいない運動市民会議と連携したフードシェアリングサービスの活用を促進	・フードシェアリング促進事業を展開し、もったいない運動市民会議と連携しながら、SNS広告やチラシ配布などの周知啓発に取り組み、事業参加者の拡大を図った。	【再掲】・食品ロス削減に向け、もったいない運動市民会議と連携したフードシェアリングサービスの活用を促進	●										
【取組指標】 市が実施したフードドライブの参加者数（人）			(7) 家庭ごみ有料化の調査・研究	◆ごみの減量化・資源化の推進や、排出量に応じた費用負担の公平性確保などの観点から踏まえ、検討する。	・ごみ有料化制度及び指定ごみ袋制度を導入している市町における、ごみの発生量や分別効果についての比較調査の実施	・中核市を対象にごみ有料化制度等に係る照会を実施し、各都市における有料化等実施の有無、料金体系、手数料の徴収方法、ごみ排出量等の把握に努めた。	・ごみ有料化制度等がもたらすごみ減量効果や分別協力度への有効性について調査する必要がある。 ・引き続き、国や他都市の動向を把握する必要がある。	・本市においてごみ有料化を導入した場合におけるごみ排出量、最終処分量、財政負担等の推計									
<table><tr><td>R元 (基準値)</td><td>R3 (実績)</td><td>R4 (実績)</td><td>R5 (実績)</td><td>R6 (見込み)</td><td>R7 (目標値)</td></tr><tr><td>121</td><td>298</td><td>832</td><td>970</td><td>818</td><td>400</td></tr></table>	R元 (基準値)	R3 (実績)		R4 (実績)	R5 (実績)	R6 (見込み)	R7 (目標値)	121	298	832	970	818	400	※R6年度見込値は、R6.12月末実績を踏まえて推計			
R元 (基準値)	R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (実績)	R6 (見込み)	R7 (目標値)												
121	298	832	970	818	400												
評価 ・分別講習会やイベント等でのフードドライブの受付や市ホームページ・広報紙などの様々な媒体を活用した周知に努めた結果、令和6年度の参加者数は前年度に比べて減少したものの、食品回収量が増加（R5：1,083kg⇒R6：1,650kg、12月末実績比）するなど、フードドライブ活動が拡充しており、食品ロスの発生抑制につながっている。			(8) プラスチックごみの発生抑制の推進	◆プラスチックごみの削減に向け、ICT等を活用した効果的な周知啓発によりマイバッグやマイボトルの利用を促進するなど、代替可能なプラスチックの使用削減を図るとともに、レジ袋の削減を図るため、「もったいないレジ袋削減運動」を市民・事業者・行政が一体となって推進する。 また、事業者と連携した過剰包装の抑制や、詰替商品の利用促進などにより、容器包装廃棄物等の減量化を図る。	・「プラスチック資源循環促進法」に基づくプラスチックとの上手なつき合い方の理解促進に向けた市民への周知啓発の実施	・広報紙や市ホームページ、分別講習会などの様々な機会や媒体を活用した正しい分別方法の周知等により、プラスチックごみの削減に向けた市民意識の醸成を図った。	・エコショップ認定等の登録促進により、プラスチックごみの発生抑制を推進する必要がある。 ・プラスチックごみ発生抑制への取組意識の醸成のためには、事業者への継続した周知啓発が必要である。	・「プラスチック資源循環促進法」に基づくプラスチックとの上手なつき合い方の理解促進に向けた市民への周知啓発の実施	●								
					・エコショップ等認定店の登録促進及び取組内容の情報発信	・市ホームページ等におけるエコショップ等認定店の取組内容の掲載などにより、プラスチックごみ発生抑制に係る周知啓発を図った。	・エコショップ等認定店の登録促進及び取組内容の情報発信	●									
					・大規模・中規模事業所への戸別訪問時における、継続したプラスチックごみ発生抑制への取組意識の醸成	・大規模・中規模事業所への戸別訪問時に、「事業系ごみ適正処理マニュアル」等を活用し、事業者にプラスチックごみ発生抑制への取組意識の醸成を図った。	・大規模・中規模事業所への戸別訪問時における、継続したプラスチックごみ発生抑制への取組意識の醸成	●									

◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策		施策事業	取組方針	令和6年度の取組状況	評価	課題	令和7年度実施計画の取組内容	Project	
施策項目・取組指標								1	2
	(9)	リユース品の利用促進	◆リユース品の利用を促進するため、市内における流通状況等を把握し、新たなリユースの可能性や利用促進に向けた方策等を検討する。	・リーフレットの配布やホームページの活用によるリユースショップの紹介や利用方法等に関する情報発信を通したリユースに関する市民意識の醸成	・リユースの流れや様々なリユース方法を記載するなど、リーフレットの見直し行い、リユースに対する市民の意識醸成を図った。	・市民による主体的なリユースの取組の促進を図るため、引き続き、効果的な情報発信を行っていく必要がある。	・リーフレットの配布やホームページの活用によるリユースショップの紹介や利用方法等に関する情報発信を通したリユースに関する市民意識の醸成		
				・本市における排出状況や現行の再生品提供事業を踏まえた、リユース可能品目や実施手法の検討	・清掃工場に集められた粗大ごみの一部を引き抜き、民間リユース事業者へのヒアリングや市民アンケートを行い、粗大ごみ由来のリユース品の市場・市民ニーズの把握に努めた。 ・環境学習センター主催イベント「エコまつり」において、上記リユース品を市民に配布し、粗大ごみの引き抜きから配布までの一連の流れを検証した。	・引き続き、粗大ごみ由来のリユース品を活用した事業スキームについて検討する必要がある。	【新】・粗大ごみのリユース（修繕せずに使用できる家具など）に係る事業スキームの検討 ・粗大ごみ由来のリユース品の市場・市民ニーズの継続把握 ・リユース事業に活用する粗大ごみの選定		
				・効果的なリユース事業に関する先進事例の情報収集	・県内市町における民間リユースプラットフォームの活用状況等の把握に努めた。	・清掃工場に集められた粗大ごみの引き抜きと併せ、引き続き、他都市の事例等を参考に、効果的なリユース事業を検討をする必要がある。	・効果的なリユース事業に関する先進事例の情報収集		
	(10)	粗大ごみの再生品販売	◆利活用が可能な粗大ごみについて、修繕等を行い再生品として販売することで、リユースを推進する。また、新たな回収方法など、リユースの拡大についても検討する。	・再生品販売を通じた「もったいない」のこころの醸成	・各種広報媒体の活用や、引き続きオンラインでの申し込みを行い、高い競争率を保っている。	・引き続き質の高い再生品の提供をしていく必要がある。	・再生品販売を通じた「もったいない」のこころの醸成 ・利用者満足度の高い再生品の提供		
				・ホームページやSNSなど様々な媒体を活用したリユースの推進に向けた周知啓発の実施			・引き続き、本事業を実施し、3Rの重要性について周知啓発を行っていく必要がある。	・ホームページやSNSなど様々な媒体を活用したリユースの推進に向けた周知啓発の実施	

◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策						施策事業	取組方針	令和6年度の取組状況	評価	課題	令和7年度実施計画の取組内容	Project		
施策項目・取組指標												1	2	
【基本施策2-1】 資源循環利用の推進						(11)	拠点回収による資源化の推進	◆清掃工場に持ち込まれた剪定枝を拠点回収し、事業者との連携によりチップ化することで、更なる資源化の拡大を図るとともに、市民配布などによる循環利用を促進する。また、家庭から排出される不用品になった食用油、小型家電、インクカートリッジを拠点回収することで、焼却ごみの減量化、資源化を図る。	・剪定枝資源化の推進に向けた効果的な周知啓発の実施	・分別冊子や広報紙などを通じた周知啓発を行い、剪定枝資源化を推進した。	・引き続き、剪定枝の資源化推進に向け周知啓発を実施する必要がある。	・剪定枝資源化の推進に向けた効果的な周知啓発の実施		
								・スーパーや市有施設における廃食用油の拠点回収の推進	・廃食用油、小型家電、インクカートリッジの拠点回収について、広報紙や市ホームページ、分別講習会などの様々な機会や媒体を活用した周知啓発等により、市民の拠点回収の利用を促進し、焼却ごみの減量化、資源化を図った。	・引き続き、様々な機会や媒体を活用した事業の周知啓発を継続し、廃食用油や使用済小型家電等に対する市民のリサイクル意識の向上を図る必要がある。	・スーパーや市有施設における廃食用油の拠点回収の推進		●	
【取組指標】 市が主体となって取り組む廃棄物系バイオマス※の資源化量（t）						(12)	公共施設における資源化の推進	◆市有施設から発生する剪定枝などの資源化を図るとともに、更なる資源化を推進するため、清掃工場におけるバイオマス発電等の熱エネルギーの有効活用を図る。	・清掃工場における熱エネルギーの有効利用（ごみ発電）	・クリーンセンター下田原、クリーンパーク茂原ともに安定した熱エネルギーの有効利用を図った。	・引き続き、清掃工場における熱エネルギーの有効活動を図っていく必要がある。	・清掃工場における熱エネルギーの有効利用（ごみ発電）		
								・市有地から発生する剪定枝の資源化の推進	・市有地から発生する剪定枝の資源化および更なる資源化の促進に向け、庁内での周知啓発により資源化を推進した。	・剪定枝の資源化における費用対効果について庁内に浸透させ、引き続き、市有地から発生する剪定枝の資源化を促進していく必要がある。	・市有地から発生する剪定枝の資源化の推進			
						(13)	新たな資源循環利用の推進	◆品目の特性に応じた資源化の可能性について、民間施設を活用するなど、新たな資源循環利用に向けた検討を行う。	・プラスチック資源の分別収集・再商品化に係る先進事例情報収集	・他都市におけるプラスチック製品の資源化の実施状況の把握に努めた。 ・ごみ組成分析調査において、本市の焼却ごみやプラスチック製容器包装に含まれるプラスチック製品等の排出割合を把握した。	・プラスチックを取り巻く情勢の変化も踏まえながら、さらなる焼却ごみの減量化に向け、本市に適したプラスチック資源の中間処理手法、再商品化手法について検討していく必要がある。	・本市に適したプラスチック資源の中間処理手法、再商品化手法の検討 ・プラスチック資源の分別収集・再商品化に係る先進事例情報収集	●	
								・プラスチック製品の処理手法の検討	・プラスチック製品の再資源化に向け、エコプラセンター下荒針においてプラスチック類を一括処理する実証実験を実施し、安全で、安定した処理手法などについて検討を行った。	・これまでの検討結果に基づき、プラスチック製品の再資源化に向け、処理手法や処理体制等を確立する必要がある。	【新】・プラスチック製品の資源化に向けた資源化方策の構築（プラスチック類の分別ルールや収集方法、資源化ルートなど）		●	
								・粗大ごみとして排出された羽毛布団の資源化の実施	・クリーンセンター下田原及びクリーンパーク茂原において、粗大ごみとして排出された羽毛布団の資源化を推進した。	・引き続き羽毛布団の資源化を推進するとともに、新たなごみの減量化・資源化施策に係る調査・研究を行う必要がある。	・新たな資源循環利用に係る先進事例情報収集			

R元 (基準値)	R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (実績)	R6 (見込み)	R7 (目標値)
514	1,075	815	1,191	1,167	1,500

※R6年度見込値は、R6.12月末実績を踏まえて推計
※剪定枝拠点回収量＋公共施設から排出される剪定枝資源化量＋廃食用油拠点回収量＋給食残渣

評価
・剪定枝の資源化について、令和5年度は小中学校の危険樹木の優先的な伐採により一時的に増加したが、今年度は平時に戻っている。今年度から市内8校の小中学校において給食残渣の資源化（堆肥化）の実証実験を行っており、新たな廃棄物系バイオマスの資源化に努めるなど、資源循環利用の推進につながっている。

◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策 施策項目・取組指標						Project															
						1	2														
【基本施策2-2】 市民・事業者主体による資源化の促進 <table><tr><td>R元 (基準値)</td><td>R3 (実績)</td><td>R4 (実績)</td><td>R5 (実績)</td><td>R6 (見込み)</td><td>R7 (目標値)</td></tr><tr><td>67</td><td>11</td><td>56</td><td>46</td><td>55</td><td>70回以上</td></tr></table> ※R6年度見込値は、R6.12月末実績を踏まえて推計	R元 (基準値)	R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (実績)	R6 (見込み)	R7 (目標値)	67	11	56	46	55	70回以上	(14)	リサイクル推進員活動支援の推進	◆研修会の開催や情報紙「みやくるりん」の発行等の事業を通して、地域のごみ問題や環境美化の中心的な役割を担うリサイクル推進員の活動を支援する。	・研修会等の開催などによるリサイクル推進員の育成及び活動への支援	・リサイクル推進員を対象とした新任者研修会や地区文化祭への活動支援、情報紙「みやくるりん」による情報発信に取り組んだほか、施設見学会においては参加者の要件をチーム員に拡大するなど、リサイクル推進員の育成及び活動の支援を図った。	・地域における主体的なごみの減量化・資源化・環境美化の取組を推進するため、リサイクル推進員の活動を引き続き支援していく必要がある。	・研修会等の開催などによるリサイクル推進員の育成及び活動への支援		
	R元 (基準値)	R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (実績)	R6 (見込み)	R7 (目標値)															
	67	11	56	46	55	70回以上															
	・情報紙「みやくるりん」の発行	・情報紙「みやくるりん」の発行																			
	(15)	エコショップ等の普及促進	◆3 R活動に積極的に取り組む小売店、飲食店を「宇都宮市エコショップ」、「宇都宮市エコレストラン」として認定し、事業系ごみの減量化・資源化を図るとともに、ホームページ等を通じて認定店による3 R活動の取組紹介をすることで、市民や事業者の3 R行動の実践と定着を図る。	・市ホームページ等を活用した認定店における取組内容等を紹介することで市民や事業者の3 R行動や食品ロス削減、プラスチックごみ削減等を推進	・市ホームページやごみ分別アプリを活用したエコショップ等認定制度の周知により、認定店の取組内容の周知を図った。	・引き続き、市民・事業者の「3 R・食品ロス削減・プラスチックごみ削減」に関する意識の醸成及び行動の定着を図る必要がある。	・市ホームページ等を活用した認定店における取組内容等を紹介することで市民や事業者の3 R行動や食品ロス削減、プラスチックごみ削減等を推進	●	●												
			・食品ロス削減に向けた、フードシェアリングサービスの活用促進支援にあたり、エコショップ等認定を補助要件とすることで、店舗登録の促進を図り、エコショップ等認定制度の活性化を推進	・フードシェアリング促進事業とエコショップ等認定制度を一体的に周知啓発することにより、エコショップ等認定店の拡充を図った。	・エコショップ等認定制度の活性化に向けて、認定店の拡大を図る必要がある。	【拡】・フードシェアリング促進事業とエコショップ等（3Rの取組等を推進する小売店・飲食店など）認定制度の一体的な周知による更なる食品ロスの削減	●														
	(16)	資源物集団回収の推進	◆地域における資源物集団回収を通して地域コミュニティの活性化を図りながら、ごみの減量化・資源化を推進する。	・資源物集団回収報償金単価の引き上げ	・報償金単価の引き上げに伴い、新聞折込チラシや自治会回覧などにより広く周知啓発を行い、一部団体の回収量の増加や地域コミュニティの活性化を図った。	・引き続き、集団回収の活性化に向け、実施団体や指定回収者への必要な支援等を実施していく必要がある。	・指定回収者に対する補助金の交付														
			・指定回収者に対する補助金の交付	・実施団体の活動強化に向けた効果的な支援策の実施		・実施団体の活動強化に向けた効果的な支援策の実施															
	(17)	事業系ごみの減量化・資源化の促進	◆生ごみや剪定枝などの、民間の資源化施設を活用した資源化への誘導や、生ごみの減量化に向けた事業者への支援に係る検討など、事業系ごみの減量化・資源化を促進する。	・事業系焼却ごみの組成分析調査の実施	・対象業種・対象事業所の整理を行うとともに、多量排出事業所を抽出し、安定したサンプルの確保に努めた。 ・ごみ組成分析調査を通して、今後の施策の基礎となる生ごみ・食ロス・廃プラスチック類等の排出割合を把握した。	・ごみ組成分析調査結果を踏まえ、各業種特性に応じたごみの減量化・資源化施策を検討し、効率的・効果的に事業系ごみの減量化を図る必要がある。															
				・ごみの適正処理に関する戸別訪問指導時の、事業者への食品ロス発生抑制や食品廃棄物の再生利用の周知啓発など様々な機会や媒体を活用した周知啓発	・ごみの適正処理に関する戸別訪問指導時や食品衛生講習会等において、事業系ごみ適正処理マニュアル等を活用し、事業者への食品ロス発生抑制や食品廃棄物の再生利用や、プラスチックごみ削減のための周知啓発を図った。	・引き続き、事業系ごみの減量化・資源化に向け、様々な機会を活用した周知啓発を行う必要がある。															
・ごみの適正処理に関する戸別訪問指導時の、事業者への「プラスチック資源循環促進法」に基づく事業系プラスチックごみ削減のための周知啓発				・フードシェアリング促進事業の実施に当たり、関係団体を通じた周知や飲食店等に対する個別説明などを行い、フードシェアリングアプリ登録店舗の拡充を図った。		・ごみの適正処理に関する戸別訪問指導時の、事業者への「プラスチック資源循環促進法」に基づく事業系プラスチックごみ削減のための周知啓発	●	●													
・食品ロス削減に向け、もったいない運動市民会議と連携したフードシェアリングサービスの活用を促進						【再掲】・食品ロス削減に向け、もったいない運動市民会議と連携したフードシェアリングサービスの活用を促進	●														

◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策						施策事業	取組方針	令和6年度の取組状況	評価	課題	令和7年度実施計画の取組内容	Project														
施策項目・取組指標												1	2													
【基本施策3-1】 適正な収集・処分体制の推進 【取組指標】 行政収集及び工場への搬入予定日数に対して、 安定的かつ適正に行政収集及び受入を行った日数の割合（％） <table><tr><td>R元 （基準値）</td><td>R3 （実績）</td><td>R4 （実績）</td><td>R5 （実績）</td><td>R6 （見込み）</td><td>R7 （目標値）</td></tr><tr><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td></tr></table> ※R6年度見込値は、R6.12月末実績を踏まえて推計 評価 ・行政収集及び工場への搬入予定日に対し予定どおり、安定的かつ適正に行政収集及び受入を行うことができており、適正な収集・処分体制が確保されている。						R元 （基準値）	R3 （実績）	R4 （実績）	R5 （実績）	R6 （見込み）	R7 （目標値）	100	100	100	100	100	100	(18)	ごみステーションの維持管理への支援	◆自治会や集合住宅管理者等と連携しながら、ごみステーションの適正な維持管理が行われるよう支援する。	・自治会や集合住宅管理者等に対する適正排出に関する周知啓発の実施	・自治会や集合住宅管理者等に対する周知啓発を実施したことにより、ごみステーションの適正管理を図った。	・自治会や関係団体等と連携を図りながら、引き続きごみステーションを適正に管理していく必要がある。	・自治会や集合住宅管理者等に対する適正排出に関する周知啓発の実施		
						R元 （基準値）	R3 （実績）	R4 （実績）	R5 （実績）	R6 （見込み）	R7 （目標値）															
						100	100	100	100	100	100															
						・自治会や集合住宅管理者等との連携によるごみステーションの適正な維持管理の支援をGIS（地理情報システム）を活用し実施	・GISに情報を集約し、相談履歴や自治会等の情報を一元的に管理することで、自治会等と効果的に連携し、ごみステーションの適正な維持管理の支援を図った。	・GIS（地理情報システム）の活用による自治会や集合住宅管理者等との連携によるごみステーションの適正な維持管理を支援																		
(19)	適正かつ効果的・効率的な収集運搬体制の確保	◆作業効率や安全性等を考慮した適正な収集運搬体制を確保する。また、人口や社会情勢の変化、3Rの取組の進展や資源化技術の向上等を考慮しながら、安定した収集運搬体制を確保する。	・委託事業者への研修会の実施などを通じた、作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な収集運搬体制の継続	・委託事業者に対し年4回研修会を実施し、作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な収集運搬体制を推進した。	・ごみの収集運搬作業効率や安全性等を確保し、人口や社会情勢の変化、3Rの取組の進展や資源化技術の向上等を考慮しながら、安定した収集運搬体制を引き続き確保していく必要がある。	・委託事業者への研修会の実施などを通じた、作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な収集運搬体制の継続																				
		・委託事業者更新時の効果的・効率的な引継ぎに向けたごみステーションの情報集約を継続して実施	・ごみ収集運搬業務委託の更新にあたり、収集時に注意が必要なごみステーションの情報を集約し、効果的・効率的な引継ぎを図った。																							
		・「ふれあい収集事業」の適切な実施	・「ふれあい収集事業」の申請者情報を随時更新・共有し、利用待機期間を適切に管理するとともに、収集ルートを見直し、効率的な収集を実施した。	・「ふれあい収集事業」の適切な実施																						
		・ごみ収集運搬業務委託の確実な実施	・委託事業者に対して、電池類の分別に関する情報提供を行うとともに、事業者からも現況のフィードバックを受けて、適正な収集運搬を実施した。	・ごみ収集運搬業務委託の確実な実施																						
(20)	適正な中間処理施設・最終処分場の維持管理	◆ごみ処理・埋立処分を安定的に行うため、関係法令等を遵守し、適切に維持管理・整備を行う。	・クリーンパーク茂原リサイクルプラザにおける火災対策の検討（最新技術の動向を踏まえた基本設計）	・令和5年度に実施した火災対策調査において、火災対策がされていない、又は不十分であるため早期対策が必要とされたクリーンパーク茂原リサイクルプラザにおける火災対策について、導入する設備を精査しながら基本設計を行った。 ・火災対策として、クリーンパーク茂原リサイクルプラザにおいて、監視カメラの更新を行った。	・検討結果に基づき、クリーンパーク茂原リサイクルプラザの火災対策設備を導入する必要がある。	【新】・クリーンパーク茂原リサイクルプラザにおける火災対策（火災対策設備の機能追加に向けた実施設計）																				
		・各中間処理施設の各種機器類の点検、整備	・施設の適切な維持管理により、安定した中間処理・最終処分を継続できている。	・引き続き、関係法令等を遵守し、適切な維持管理を行っていく必要がある。	・各中間処理施設の各種機器類の点検、整備																					
		・環境等にかかる各種基準の遵守			・環境等にかかる各種基準の遵守																					
		・最終処分場における適正な管理・運営の実施			・最終処分場における適正な管理・運営の実施																					
		・市ホームページ等における施設の情報公開			・市ホームページ等における施設の情報公開																					
		・施設見学者、施設利用者の受入			・施設見学者、施設利用者の受入																					

◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策		施策事業	取組方針	令和6年度の取組状況	評価	課題	令和7年度実施計画の取組内容	Project	
施策項目・取組指標								1	2
	(21)	災害廃棄物の適正処理に向けた対応	◆災害廃棄物に対応するため、一時保管場所の確保や事業者との協力体制の構築など、収集から処分まで一貫した体制の一層の整備を行う。	・「災害廃棄物処理対応マニュアル」に基づく継続的な訓練等の実施	・関係課に「災害廃棄物処理対策マニュアル」及び応援協定に基づく訓練等を実施し、初動対応期における行動や連携体制の理解を深めるとともに、対応の迅速化・円滑化を推進した。 ・公費解体について、他都市の事例を参考に解体基準等を整理し、災害発生時の対応強化に努めた。	・災害発生時により迅速かつ円滑に対応できるよう、役割分担等について、職員に対する研修を継続して実施する必要がある。	・災害対応の円滑化・効率化・更なる向上を図るため、「災害廃棄物処理対応マニュアル」に基づく継続的な訓練等の実施		
				・災害時の迅速な対応に向けた、仮置き場所管課との調整、仮置き場リストの更新	・仮置き場を設置するレベルの災害に備えて、関係課と調整の上、仮置き場候補地リストを更新し、災害対応の実効性を高めることができた。	・災害時に迅速に仮置き場を設置できるよう、仮置き場候補地の使用状況・整備・改修状況等について、毎年度把握する必要がある。	・災害時の迅速な対応に向けた仮置き場所管課との調整、仮置き場リストの更新		
				・災害が発生した際の速やかな被害状況の把握、ごみ受入れの減免対応等の適切な対応	・局地的に発生する災害廃棄物について、関係課との役割分担を整理し、災害発生時の対応強化に努めた。 ・8月の大雨被害の対応において、住宅用家屋からのり災ごみの減免を行うなど、関係課と連携を図り速やかに対応することができた。	・国や県、関係機関等と連携し、災害に関する情報収集・事例等の情報共有を行うとともに、災害発生時の迅速な対応に向けた体制を強化する必要がある。	・関係課と連携した災害発生時の迅速な対応		

◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策						施策事業	取組方針	令和6年度の取組状況	評価	課題	令和7年度実施計画の取組内容	Project		
施策項目・取組指標												1	2	
【基本施策3-2】 適正処理の推進						(22) 事業系ごみの適正処理の推進	◆多量排出事業者を対象として、戸別訪問指導を計画的に実施するとともに、清掃工場に搬入されたごみを展開調査して不適正ごみの搬入防止を図るなど、事業系ごみの適正処理を推進する。	・大規模事業所における「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出の徹底	・対象となる大規模事業者に計画書の提出を徹底させるとともに、大規模・中規模事業所への戸別訪問指導を計画的に実施し、法令に基づく契約内容等の確認や分別指導を行い事業系ごみの適正処理の推進を図った。 ・展開調査により不適正排出が見られた事業者に対する個別訪問指導を実施し、効果的・効率的な排出指導を行った。	・事業所への戸別訪問指導については、おおむね適正処理を推進できているが、計画書の提出に時間を要する事業者もあるため、電子申請を導入するなど、計画書提出にかかる利便性の向上を図る必要がある。	【拡】・大規模事業所の「事業系一般廃棄物減量等計画書」の電子化による利便性の向上	●	●	
								・大規模・中規模事業所への戸別訪問による継続的な適正処理の指導			●	●		
								・不適正ごみ搬入防止のための展開調査（搬入指導）を実施	・クリーンセンター下田原，クリーンパーク茂原において、焼却処理に不適なごみの搬入防止を図るため、展開調査を年4回実施し、搬入物の状況や、搬入者への聞き取り調査結果等について、関係課への情報共有の徹底に努めた。 ・展開調査における指導実績の写真等について、受付にて不適正搬入防止のチラシとして配布するとともに、定期的にプラットフォーム内で不適物に対する監視活動を行うなど、不適正ごみの搬入防止に努めた。	・引き続き、不適正ごみ搬入防止を図るため、展開調査を実施し、その結果について排出者への指導所管課へ情報共有すると共に、チラシの配布等において周知を継続する必要がある。	・不適正ごみ搬入防止のための展開調査（搬入・排出指導）を実施			
【取組指標】 事業所への戸別訪問指導の実施率（％）								・産業廃棄物排出者向け講習会（県等との共催）による周知啓発	・産業廃棄物排出者向けの講習会により、事業系ごみの適正処理に向けた周知啓発を実施し、意識醸成を図った。	・産業廃棄物排出者向けの講習会は、事業者の更なる意識醸成に寄与するため、今後も継続していく必要がある。	・産業廃棄物排出者向け講習会（県等との共催）による周知啓発			
								◆「第3次宇都宮市不法投棄未然防止推進計画」に基づき、総合的に施策・事業を進め、地域の良好な環境保全を図る。	・自治会回覧や広報紙，市ホームページ等による適正処理の啓発と地域の取組事例の周知	・様々な周知方法により、ごみの適正処理の周知啓発を行った，	・不法投棄は、依然としてなくなることから、住民意識の向上を図り、地域の良好な環境を確保するため、今後も取組を継続していく必要がある。	・自治会回覧や広報紙，市ホームページ等による適正処理の啓発と地域の取組事例の周知		
								・監視パトロールによる巡回監視，監視カメラによる定点監視	・監視カメラによる監視や、効果的・効率的な監視パトロールの実施により、不法投棄の未然防止・拡大防止を図った。		・監視パトロールによる巡回監視の継続 【拡】・設置が容易なカメラ（移動式監視カメラ）の導入による突発的に発生する不法投棄への機動的な対応			
評価 ・事業所への戸別訪問指導（2年に1回）については、今年度の訪問対象である全事業所（大規模172者、中規模60者）に計画どおり個別訪問を実施し、事業系ごみの適正処理の推進につながっている。						(23) 不法投棄の未然防止、拡大防止の推進		・地域住民が実施する監視活動，清掃活動への支援	・地域住民への不法投棄防止看板や資材（杭やロープ等）の配付，清掃活動後のごみの回収など，地域住民による不法投棄対策活動の支援を推進した。		・地域住民が実施する監視活動，清掃活動への支援			

※R6年度見込値は、R6.12月末実績を踏まえて推計

令和6年度の取組状況（新規・拡充）

別紙1

基本方針	施策事業	区分		取組内容
		新規	拡充	
《基本方針1》 発生抑制・ 再使用の促進	もったいない運動との 連携 食品ロス削減の推進	●		食品ロス削減に向けたフードシェアリングサービスの活用を促進 【R6.5～小売店等を対象としたフードシェアリングサービス利用に係る補助事業、 19件(R6.12末実績)】
	分別強化の推進	●		視覚障がい者に対して「資源物とごみの分け方・出し方」の「点字版」と「音声版」 を作成・配布し、周知啓発を実施【R6.11～】
	きれいなまちづくりの 推進		●	中心市街地など美化推進重点地区内において、条例の新たな路面標示による 啓発【R6.11】や指導員による巡回頻度の拡充 【R6.7, 9 オリオン通りにおける夜間巡回パトロール】
《基本方針2》 資源循環利用の推進	公共施設における 資源化の推進	●		給食残渣資源化事業のモデル事業(市内小中学校8校)の実施 【R6.9～実証実験開始】
	新たな 資源循環利用の推進	●		プラスチック製品の処理手法の検討【R6.7～プラスチック製品資源化に向けた 施設改修等検討業務委託】
		●		粗大ごみとして排出された羽毛布団の資源化の実施【R6.4.～, 7.93t(R6.12末 実績)】
	資源物集団回収の推進		●	資源物集団回収報償金単価の引き上げ【R6.4～, 5円⇒7円】
《基本方針3》 適正な処理の推進	適正な中間処理施設・ 最終処分場の維持管理	●		クリーンパーク茂原リサイクルプラザにおける火災対策の検討 【R6.3～火災対策基本設計業務委託】